5　［略］

［一・二　略］

三　令第十四条第八項第三号に規定する事項　携帯品番号（予約者が搭乗する特殊航空機（法第十五条の三第四項に規定する特殊航空機をいう。以下同じ。）に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。第二条の十第三号及び第二条の十六第五項第三号において同じ。）その他参考となるべき事項

四　［略］

（出港の際に提出を求められる書面に係る記載の省略事項等）

第二条の八　［略］

2　［略］

3　令第十六条第四項各号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一　令第十六条第四項第一号に規定する事項　予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二　令第十六条第四項第二号に規定する事項　予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第十七条第三項に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行業者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行業者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三　令第十六条第四項第三号に規定する事項　携帯品番号その他参考となるべき事項

四　令第十六条第四項第四号に規定する事項　搭乗手続番号その他参考となるべき事項

（税関空港を出港しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者等）

第二条の九　法第十七条第三項（出港手続）に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

2　法第十七条第四項に規定する財務省令で定める措置は、税関長が電磁的記録を利用して同条第三項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することができる状態に置く措置とする。

（税関空港を出港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項）

第二条の十　令第十六条の二第三項各号（特殊船舶等の出港届の記載事項等）に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一　令第十六条の二第三項第一号に規定する事項　予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二　令第十六条の二第三項第二号に規定する事項　予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第十七条の二第二項（特殊船舶等の出港手続）に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に

5　［同上］

［一・二　同上］

三　令第十四条第八項第三号に規定する事項　携帯品番号（予約者が搭乗する特殊航空機（法第十五条の三第四項に規定する特殊航空機をいう。以下同じ。）に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。）その他参考となるべき事項

四　［同上］

（出港の際に提出を求められる書面に係る記載の省略事項）

第二条の八　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］